

万古川鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

万古川鳥獣保護区万古川特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

別図のとおり

(3) 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで（10年間）

(4) 土地の面積及び水面の面積

80ha（内水面3ha）

2 特別保護地区の保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地は、東側が滝を有するほどの標高差が富む溪谷となっており、西側は人間の活動の影響が及びづらい馬背山とその尾根が続いている。変化に富んだ地形は多様な植物が生育することになり、同時にそれは多様な鳥獣を育むことにつながる。

このため、当該区域は、万古川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

地元市町村等関係機関と十分な連携をとりながら、鳥獣保護管理員の巡視などで管理運営にあたる。

(4) 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	80ha	{	特別保護地区	ha
(天竜奥三河国定公園)			特別地域	80ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長野県飯田市の南東部にある千代地籍に位置している。

イ 地形、地質等

標高 800～1,000m にある東向きの斜面で、数々の滝がある万古川溪谷があり、歩道の整備が実施されている。標高差のある地形、良好な森林および溪流を兼ね備え、多様な鳥獣の生息及び繁殖のための好条件な環境である。

ウ 植物相の概要

林相は、アカマツの人工林とナラ類の天然広葉樹で占められ、林床にはササが旺盛に繁殖している。

エ 動物相の概要

シジュウカラ、アカゲラ

獣類については次項のとおり

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

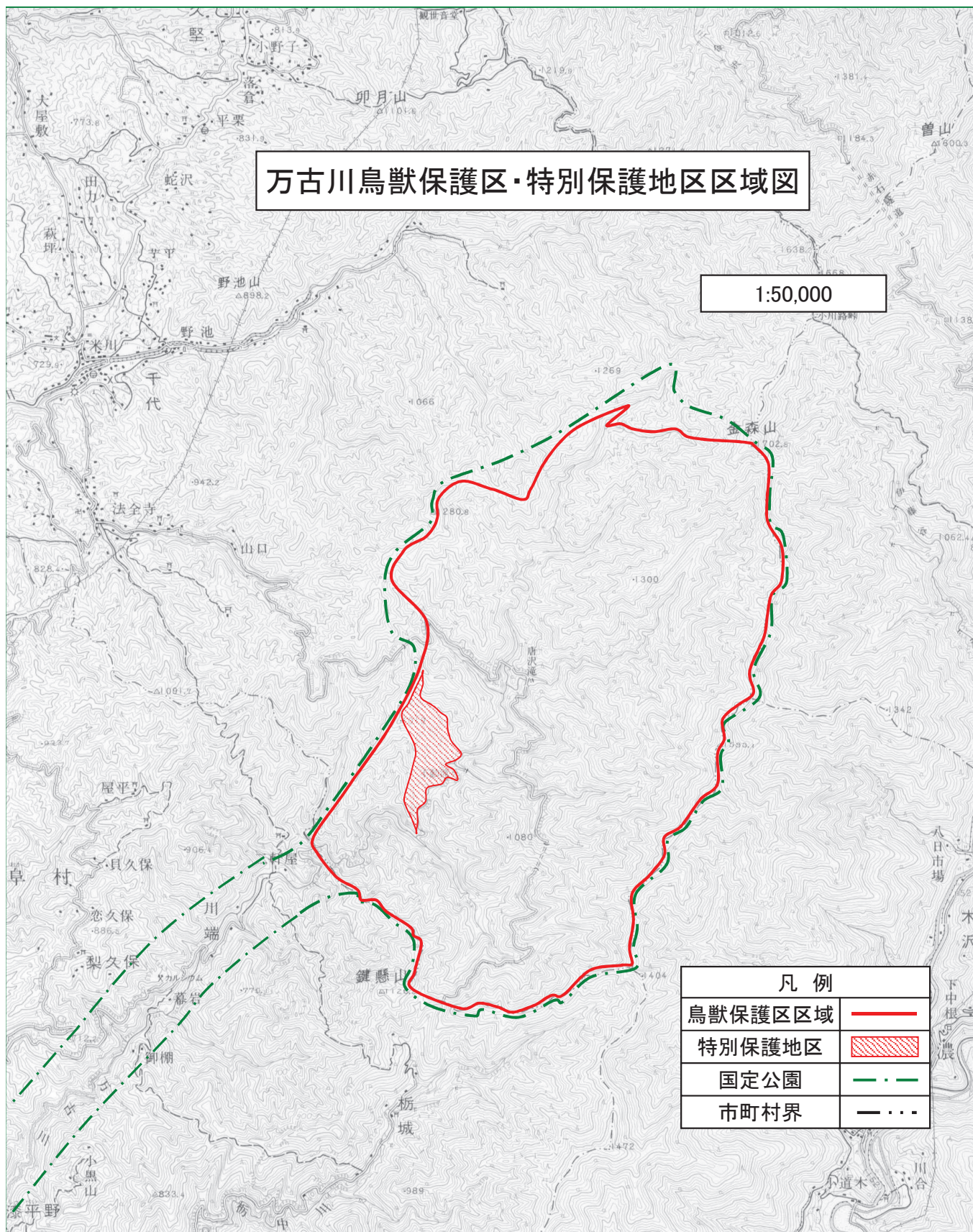
カケス、ウソ、ツグミ、クロツグミ、コマドリ、ヒヨドリ、ウグイス、カラス、キジバト、ホオジロ、シジュウカラ、ヤマガラなど

イ 獣類

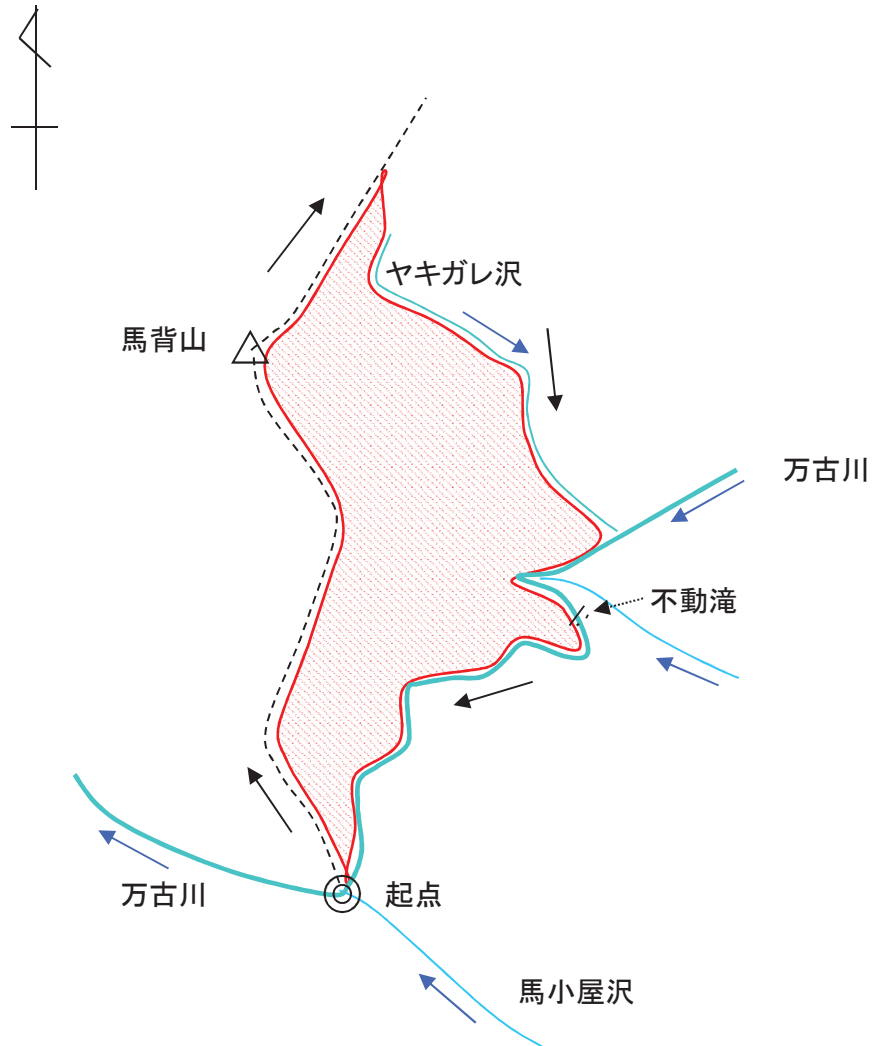
○ツキノワグマ、ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○ニホンザル、○ニホンジカ、ノウサギ、○イノシシ、タヌキ、テン、キツネ、リスなど

※当該地域で一般的に見られる鳥獣の種名には○印を付す。

※法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣が生息しているときは、その種名を漏れなく記載することとし、当該種名には、アンダーラインを引く。



万古川特別保護地区区域説明図



凡例	
特別保護地区	
歩道やせね線	
河川・沢	
区域順路	
川の方	